参考資料
１．足利市環境基本条例
平成11年10月1日
条例第3号

目次
第1章　総則(第1条―第6条)
第2章　環境の保全に関する基本的施策(第7条―第0条)
第3章　環境の保全に関する推進施策(第1条―第6条)
第4章　環境審議会(第7条)
第5章　補則(第8条)
附則

第1章　総則
(目的)
第1条　この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、ひいては地球環境の保全に貢献することを目的とする。
(定義)
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　環境の保全　安全で快適な生活環境、良好な自然環境等を保持し、保護するとともに、適切に環境の向上を図ることをいう。
(2)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
(3)　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
(基本理念)
第3条　環境の保全は、市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で、良好な環境の恵みを受けるとともに、山紫水明豊かな本市の特性を生かしつつ、その貴重な環境を将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。
2　環境の保全は、市、市民及び事業者が公平な役割分担の下に、環境への負荷を低減することによって、人と緑、清流、生き物等の自然とが共生できる持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。
3　環境の保全は、これを地球的規模の環境問題としてとらえ、すべての日常生活及び事業活動において推進されなければならない。
(市の責務)
第４条　市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。
2　市は、環境施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組みを必要とするものについては、国、栃木県及び近隣の地方公共団体と協力して行うよう努めなければならない。
(市民の責務)
第5条　市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、広く環境の保全に努めなければならない。
2　市民は、良好な環境の保全に自主的に取組み、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し、協力するよう努めなければならない。
(事業者の責務)
第6条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
2　前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。
第2章　環境の保全に関する基本的施策
(施策の基本指針)
第7条　環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行われなければならない。
(1)　歴史的文化的遺産が保護され、人とのふれあいの行える歴史的文化的環境の創造を図ること。
(2)　生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
(3)　人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土

壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
(4)　市民が環境との関わりについて理解と認識を深め、環境の保全に取組むことができるよう環境教育体制の整備を図ること。
(環境基本計画)
第8条　市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
2　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする
(1)　環境の保全に関する目標
(2)　環境の保全に関する施策の方向
(3)　前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　市長は、環境基本計画を定めるときは、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映するよう努めるとともに、足利市環境審議会の意見を聴かなければならない。
4　市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
5　前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。
(配慮指針)
第9条　市長は、環境基本計画に基づき、市民及び事業者が環境の保全に配慮すべき事項を示した指針を定めなければならない。
(報告書)
第10条　市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、毎年度報告書を作成し、これを公表するものとする。
第3章　環境の保全に関する推進施策
(規制等の措置)
第11条　市は、公害を防止するため必要があると認めるときは、適切な指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。
2　市は、前項に定めるもののほか、生活排水の改善、廃棄物の排出抑制、景観の保全等環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、適切な指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。
(施設整備の推進)
第12条　市は、廃棄物及び下水の処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設並びに公園、緑地等の自然と人とのふれあいを図るための施設の整備を推進するものとする。
2　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、その影響が低減されるよう環境の保全について配慮しなければならない。
(教育及び学習の推進等)
第13条　市は、市民等が環境の保全について理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実に努めるものとする。
(市民等の自発的な活動への支援)
第14条　市は、市民等が行う環境の保全に資する自発的な活動が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるとともに、環境の保全に関する情報、技術等を提供するよう努めるものとする。
(調査の実施等)
第15条　市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。
(市民等の意見の反映)
第16条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。
第4章　環境審議会
(環境審議会)
第17条　環境基本法(平成5年法律第1号)第4条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、足利市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
(1)　環境基本計画の策定及び変更に関する事項
(2)　その他環境の保全に関する基本的な事項
3　審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員3人以内をもって組織する。
(1)　学識経験者
(2)　市議会議員
(3)　関係行政機関の職員
(4)　市職員
4　前項の委員の任期は、次のとおりとする。
(1)　前項第1号の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
(2)　前項第2号から第4号までの委員の任期は、その職にある期間とする。
5　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。
第5章　補則

(委任)
第18条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
附則
1　この条例は、平成2年4月1日から施行する。
2　足利市環境審議会条例(昭和7年足利市条例第1号)は、廃止する。

2. 足利市環境審議会規則
平成11年10月1日
規則第8号

(趣旨)
第1条　この規則は、足利市環境基本条例(平成1年足利市条例第3号。以下「条例」という。)第7条第5項の規定に基づき、足利市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。
(委員)
第2条　条例第7条第3項第3号の関係行政機関の職員は、次に掲げる機関の推薦する当該機関の職員とする。
(1)　国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所
(2)　栃木県県南環境森林事務所
(3)　栃木県安足土木事務所
2　条例第7条第3項第4号の市職員は、生活環境部長とする。
(平1規則9・平1規則33・平3規則34・平7規則38・一部改正)
(会長)
第3条　審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
2　会長は、会務を総理する。
3　会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(会議)
第4条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
2　審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(専門委員)
第5条　審議会に、必要があるときは、専門の事項を調査審議する専門委員若干人を置くことができる。
2　専門委員は、市長が委嘱する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。
(幹事)
第6条　審議会に幹事若干人を置くことができる。
2　幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
3　幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。
(会議録)
第7条　審議会は、出席委員の氏名、議決事項、議事の経過等を記載した会議録を作成しなければならない。
2　会議録には、会長及び出席した委員のうちから会長がその会議において指名する会議録署名人2人以上が署名しなければならない。
(庶務)
第8条　審議会の庶務は、生活環境部環境政策課において処理する。
(平1規則9・一部改正)
(細目)
第9条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。
附則
1　この規則は、平成2年4月1日から施行する。
2　足利市環境審議会条例施行規則(昭和7年足利市規則第5号)は、廃止する。
附則(平成2年3月1日規則第7号)
この規則は、平成2年4月1日から施行する。
附則(平成2年1月0日規則第8号)
この規則は、平成3年1月6日から施行する。
附則(平成5年3月1日規則第5号)
この規則は、平成5年4月1日から施行する。
附則(平成9年2月8日規則第3号)
この規則は、平成9年4月1日から施行する。
附則(平成0年2月5日規則第3号)
この規則は、平成0年4月1日から施行する。

附則(平成1年3月1日規則第9号)
この規則は、平成1年4月1日から施行する。
附則(平成1年8月2日規則第3号)
この規則は、公布の日から施行する。
附則(平成3年5月9日規則第4号)
この規則は、公布の日から施行する。
附則(平成7年6月0日規則第8号)
この規則は、公布の日から施行する

3. 環境都市宣言
平成8年12月24日
議会告示第5号

私達を取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、人類存続の基盤となっています。しかし、近年における社会経済活動の拡大や生活様式の変化により、さまざまな環境問題が生じ、地域のみならず、地球的規模にまで拡大しています。私たちは、自らの社会を見つめ直し、環境にやさしい循環を基調とするシステムを実現し、多様な自然・生物と共生しながら、すべての人々が公平な役割の下、環境保全活動に参加し、このかけがえのない環境を将来の世代に引き継いでいかねばなりません。足利市は、恵まれた自然を愛し、育て、健康で文化的な生活により、生き生きと暮らせるまちづくりを市民、事業者、行政が一体となって推し進め、地球環境保全のための取組みを積極的に進めていくことを決意し、ここに「環境都市」を宣言します。